

# 「第3子以降保育料及び副食費助成・減免事業」



～第3子以降のお子さんの保育料及び副食費を助成・減免します～

## 新 発 田 市

少子化対策・子育て支援として、保護者の経済的負担の軽減を図るため、第3子以降の0歳児から2歳児の保育料及び3歳児から5歳児の副食費を助成・減免する「第3子以降保育料及び副食費助成・減免事業」を実施しています。

### 【対象】

18歳未満(※)の子どもが3人以上いる世帯の第3子以降の0歳児から5歳児  
令和3年度は、保育料は平成30年4月2日以降生まれのお子さんが対象となります。副食費については、平成27年4月2日から平成30年4月1日生まれのお子さんが対象となります。

(※) 18歳未満とは・・・18歳に達する日以降の最初の3月31日まで  
(令和3年度は、平成15年4月2日以降に生まれた方)

### 【助成・減免後の保育料及び副食費】

助成・減免決定を受けた場合、保育料及び副食費は全額助成・減免(0円)となります。※延長保育、預かり保育、休日保育、デイサービス利用料、主食代は助成・減免対象となりません。

### 【助成を受けるには】

- ① 申請書及び委任状を入園予定の園へ提出してください。なお、未出生で入園申込みをしている方については、お子さんが生まれてから申請書の提出をお願いします。
- ② こども課で認定のための審査をします。
- ③ 認定後、決定通知書を送付します。決定後の保育料及び副食費については納入する必要はありません。

### 【注意事項】

養育している18歳未満の子どものうち、新発田市に住民登録をしていない方がいる場合は、居住地の住民票(本籍の記載のあるもの)を申請書に添付してください。

### 【問合せ】

新発田市こども課こども入園係 電話(0254)28-9230(直通)